

## 九都県市省エネ家電買替キャンペーン企画運営業務委託仕様書

### 1 件名

九都県市省エネ家電買替キャンペーン企画運営業務委託

### 2 目的

家庭での電気使用量が多いエアコン、冷蔵庫について、省エネ家電への買替を啓発することで、家庭部門の二酸化炭素排出量削減を目指す。

### 3 契約期間

契約締結の翌日から令和5年2月28日(火)まで

### 4 履行場所

埼玉県環境部温暖化対策課及び発注者が別途指定する場所

### 5 事業内容

省エネ家電に買い替えた埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下、「九都県市」という。）の住民から応募を受け付け、抽選で賞品を進呈するとともに、最も古いエアコン、冷蔵庫を買い替えた場合に賞品を進呈する。また、買替前と買替後の二酸化炭素排出量を比較することで、買替による二酸化炭素排出量削減効果を検証する。

#### (1) キャンペーン期間

令和4年10月1日(土)から令和4年12月31日(土)まで

申込締切：令和5年1月10日(火)

#### (2) 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で使用しているエアコン及び冷蔵庫を期間内に対象製品に買い替えた者

#### (3) 応募方法

郵送又はインターネット（九都県市ウェブサイトの申込フォーム）

#### (4) 対象製品

- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ性能多段階評価が4つ星以上のエアコン
- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ性能多段階評価が3つ星以上（多段階評価点3.0以上）の電気冷蔵庫

#### (5) 当選者数

省エネ家電買替キャンペーン 150名

探そう！ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞 各1名

### 6 業務内容

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

#### (1) ポスターの作成

発注者が提示した案を基にデザインを作成する。

##### ア 印刷物の規格

(ア) 作成枚数 4, 200枚

(イ) サイズ等 A2判(縦仕様)

(ウ) 仕様 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

(エ) 用紙 コート紙 菊版 93.5kg

(オ) 色 彩 フルカラー

(カ) 方 式 オフセット印刷(片面印刷)

イ 校正

2回以上。令和4年9月15日(木)までに校了すること。

ウ 内容

本キャンペーンの内容を分かりやすく記載するものとする。

(2) チラシの作成

発注者が提示した案を基にデザインを作成する。

ア 印刷物の規格

(ア) 作成枚数 115,000枚

(イ) サイズ等 A4判

(ウ) 仕 様 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

(エ) 用 紙 コート紙 A判 57.5kg

(エ) 色 彩 フルカラー

(オ) 方 式 オフセット印刷(両面印刷)

イ 校正

2回以上。令和4年9月15日(木)までに校了すること。

ウ 内容

(ア) 表面

キャンペーン内容等を記載すること。

(イ) 裏面

省エネ家電の買替に係る説明、応募用紙、留意事項及び応募先等を記載すること。

応募用紙には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数、対象製品、買替前製品の製造年、買替前・買替後のメーカー名・型番、「探そう！ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」への応募の有無、購入店名及び買替理由等を記載すること。

郵送による応募の際は、応募用紙を切り取り、レシートや納品書等、購入を証する書類を同封の上、郵送するよう記載すること。また、インターネットによる応募の場合は、レシートや納品書等、購入を証する書類を撮影した写真も併せて添付することを記載すること。

「探そう！ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」応募者については、買替前の家電の全景写真及び製造日、機種及びメーカー名等が記載された銘板を撮影した写真を後日提出するよう記載すること。

(3) デザイン概要

(1)及び(2)で作成するポスター及びチラシは、行政機関が配布するものとしてふさわしいものとする。また、色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。

(4) ポスター及びチラシの梱包並びに発注者が指定する場所への配送

作成したポスター及びチラシは、発注者が指定する枚数及び通知文を封筒等に封入し、九都県市内の各施設あて以下のとおり発送すること。

ア 発送箇所、発送枚数

(ア) 発送箇所数は予定であり、実際の発送箇所数は変更となることに留意すること。

(イ) 発送箇所一覧は別途受注者に提示する。なお、残部は契約期間中受注者が管理する。

(ウ) 店舗等より追加の希望があった場合、適宜追加で発送する。

【参考】 発送箇所数及び発送枚数

	発送箇所数(箇所)	ポスター(枚)	チラシ(枚)
家電量販店	550	2	100

電機商業組合	2, 100	1	20
各都県市	9	100	1, 000
予備		100	9, 000

イ 発送方法

発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便・DM便等は使用可能とする。

発送箇所への各発送枚数により、適宜、封筒または段ボール等へ封入して発送することとする。

また、A2判ポスターについては、A4サイズ(印刷面を表にして4つ折り)で納品する。

ウ 納品期限

PDF データ納品 令和4年9月20日(火)

九都県市納品分 令和4年9月22日(木)

九都県市以外納品分 令和4年9月29日(木)

なお、記者発表日に変更となった場合は、当該記者発表日までに納品すること。

エ 発送元の記載

次のとおり発送元を記載すること。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会

【事務局】埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課

(電話) 048-830-3033

(5) 応募受付及びデータ入力(想定件数1, 000件)

次のとおり書類の受付、問合せへの対応、データ入力を行う。また、キャンペーン期間中において、応募件数、購入店等及び発注者からの応募状況に関する問合せに対応すること。

ア 書類の受付及び入力フォームのサイトの作成・受付

提出のあった応募用紙について、書類の内容、レシート及び納品書等、購入を証する書類を確認し、不備がある場合は、必要に応じて応募者と調整する。また、書類と同様のWEB入力フォームのサイト(以下入力フォームという。)を作成し、同様に受付業務を実施する。入力フォームからの申し込みに関してはデータの入力も合わせて行う。

イ 問合せへの対応

本キャンペーンに対する住民及び業者からの問合せに対応する。

ウ データ入力

エクセル等を活用し、応募者一覧表を作成する。

(ア) データ入力項目

応募日、応募方法、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数、製品の別(エアコン/電気冷蔵庫)、買替前製品の製造年、買替前・買替後のメーカー名・型番、「探そう!ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」への応募の有無、購入店名、買替理由、年間消費電力量削減量、二酸化炭素排出量削減量及び使用年数等。

二酸化炭素排出量削減量については、環境省 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」を活用し、二酸化炭素排出量削減効果を算出すること。「しんきゅうさん」の比較結果は、印刷で出力する等、比較結果の根拠書類として保存すること。

(イ) 入力期限

入力期限は次のとおりとする。なお、cについては、(10)に掲げる報告書と併せて提出することとする。

a 応募状況速報に係る必要事項(応募方法、住所(市区町村まで)、製品の別、購入店名)の集計

令和4年10月31日(月)までの応募状況速報 令和4年11月8日(火)

令和4年11月30日(水)までの応募状況速報 令和4年12月7日(水)

令和4年12月31日(土)までの応募状況速報 令和5年1月12日(木)

b 抽選及び発送に係る必要事項 令和5年1月31日(火)

c 二酸化炭素排出量削減効果に算出に係る必要事項 令和5年2月28日(火)

(6) 省エネ家電買替キャンペーンに係る抽選の実施

当選者の決定にあたり抽選を実施する。なお、抽選については、公平な手段を用いて実施すること。

ア 抽選対象の抽出

令和5年1月10日(火)までに到着したものを対象とする。また、締切日時時点で書類に不備があるものについては、抽選対象としないが、応募件数には計上する。

イ 抽選

(5)で入力した応募者一覧のデータを基に抽選を実施し、順位を決定する。1位から順に、発注者があらかじめ定めた順位に対応する賞品を割り当てる。

ウ 当選無効及び繰り上げ当選

当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合、当選を無効とする。また、当選無効となった場合、無効と判断した時点における当選していない抽選対象のうち最も順位の高い者を繰り上げ該当賞品の当選者とする。

(7) 「探そう！ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」の選定

応募のあった中から、製造年の一番古いエアコン及び電気冷蔵庫を選定する。

ア 最も古い対象製品の選定

令和5年1月10日(火)までに到着したものを対象とする。また、締切日時時点で書類に不備があるものについては対象としないが、応募件数には計上する。

(ア) エアコン

a 製造年が同一であった場合は、買替前の冷房能力(kW)が高いものを選定する。

b 冷房能力も同一であった場合は、抽選により当選者を決定する。

(イ) 電気冷蔵庫

a 製造年が同一であった場合は、買替前の容量(l)が大きいものを選定する。

b 容量も同一であった場合は、抽選により当選者を決定する。

イ 当選者への連絡、当選無効及び繰り上げ当選

(ア) 当選者に事前に連絡し、当選者から送られた写真により型番等を確認する。

(イ) 当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合、当選を無効とする。また、当選無効となった場合、当該対象のうち次に古いものを繰り上げ当選とする。

(8) 賞品の購入及び発送

受注者は発注者が指定する家電製品等の賞品(総額65万円程度)を購入し、発注者が提供する通知文と併せて以下のとおり発送すること。

ア 発送箇所

九都県市内152箇所(当選者)

イ 発送方法

発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便等受領確認が可能な方法で発送すること。また、容器包装の過剰な使用は避けること。

ウ 発送期限

令和5年1月31日(火)

エ 発送元の記載

次のとおり発送元を記載すること。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会

【事務局】埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課

(電話) 048-830-3033

(9) 応募者アンケートの実施

本キャンペーンの応募期間終了後に、各応募者に対して WEB アンケートを実施すること。アンケートでの設問については、以下の内容を含めること。なお、設問や実施方法、実施時期等については、WEB アンケート実施前に発注者と協議のうえ決定すること。

- ① 年代
- ② 住所
- ③ 買い替えた家電
- ④ キャンペーンを知ったきっかけ
- ⑤ キャンペーン応募のきっかけ
- ⑥ その他事務局が別途指示する内容

(10) 報告書の提出

本キャンペーン実施にかかる報告書をまとめ、発注者に提出する。

ア 記載事項

算出した二酸化炭素排出量削減効果を用い、世代及び世帯構成等の内容に基づき詳細な分析を行う。なお、住所や世帯構成等については、統計的に処理を行い、個人が特定できないものとする。

イ 報告期限

令和5年2月28日(火)

7 成果品の提出

- (1) 省エネ家電買替キャンペーンポスター 1部
- (2) 省エネ家電買替キャンペーンチラシ 1部
- (3) 応募者一覧表 1式
- (4) 報告書 1式
- (5) 二酸化炭素排出量削減効果比較結果の根拠書類 1式
- (6) 上記(1)から(4)の情報を記憶した電子データCD-R 1枚

((1)及び(2)はPDF形式、JPG形式及びai形式等加工が可能な形式のものとする。)

8 成果物の帰属関係等

- (1) 受注者は、いかなる場合においても、本契約の履行により知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者が本委託の履行に当たり収集したデータ等一式は全て九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を九都県市首脳会議環境問題対策委員会に提出するものとする。
- (3) 受注者が本業務を履行するに当たり作成した著作物(以下「新規著作物」という。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条で規定する権利を含む。)等知的財産権についての権利は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。
- (4) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会は、受注者が作成したデザインを、九都県市首脳会議環境問題対策委員会及び九都県市の各ホームページへの掲載及びデータのダウンロード、SNS等への掲載、啓発品等作成等で自由に活用できるものとする。
- (5) 新規著作物中に、受注者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合

は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受注者は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

## 9 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括して支払う。

## 10 その他

- (1) 受注者は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会の担当者（以下担当者という。）から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、担当者と受注者が協議の上決定する。
- (3) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。
- (4) 色彩表現については、カラーユニバーサルデザインを遵守すること。
- (5) 業務の成果品等については、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針に基づく適合物品等を使用するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、契約約款によるものとする。